いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

鷹南学園三鷹市立中原小学校

１　いじめ防止に向けての基本姿勢

（１）　いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。

（２）　いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法　第２条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの禁止（いじめ防止対策推進法　第４条）

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

２　学校いじめ対策委員会の機能・役割

（１）　組織の設置

学校は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 22 条に基づき、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、教育支援コーディネーター、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者から構成される「学校いじめ防止対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する。

（２）組織の役割

対策委員会は、学校いじめ防止基本方針の策定、いじめ問題に関する年間指導計画の作成、実行、進行管理、いじめを把握した際の解決に向けた対応方針の決定、関係機関との連携等をはじめとするいじめの防止等に向けた様々な取組みの中心的機能を担う。

３　未然防止の取組み

（１）集団づくりの充実

児童が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、小・中一貫教育を活用した望ましい交流活動等を通し、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより自己肯定感を高め、互いを認め合える人間関係や学校風土を醸成する。

（２）集会や学級活動での指導やいじめに関する授業の実施

全校集会や学級活動などで日常的にいじめの問題について触れ､｢いじめは人間として絶対に許されない」という認識を学校全体で共有する。

（３）児童による取組みの推進

児童自らが「ネットいじめ」を含めたいじめについて学び、熟議、標語づくり等を通して主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるなどの取組みの支援を推進する。

〈例〉　○　学園の児童・生徒会による「いじめ撲滅」「携帯電話・スマートフォンの安全な使い方」をテーマとした子ども熟議

○　いじめ防止をテーマとした標語やポスター作り

○　高学年児童による全校への呼びかけ

（４）道徳教育・人権教育・体験活動・奉仕活動の充実

道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。

（５）校内研修の実施

学校は、校内研修・学園研修の充実等を通して、教職員にいじめ問題に関する正しい理解と認識を一層深め、いじめの予兆を見抜く研ぎ澄まされた人権感覚で、いじめの未然防止に向けた教員の指導力の向上と組織的な対応を行うことができる資質・能力の向上を図り､｢いじめは絶対に許されない」という意識を学校全体に醸成する。

（６）情報モラル教育の充実

インターネット等の利用や携帯電話、スマートフォン等の適切な使用について指導する。高学年のセーフティ教室においては、インターネット、スマートフォンに関連したいじめ、犯罪について具体的に学ばせるようにする。保護者に対しても、いじめ防止の観点から携帯電話やスマートフォン等の使用について「家庭でのルールづくり」に取り組むよう、保護者会等で呼びかけていく。また、パスワードを管理する等理解と協力を求めていく。

４　　早期発見の取組み

（１）　日常的な観察の充実

学校において毎朝、全員の名前を呼名し、児童の健康状態や様子の変化を見取る。休み時間の遊びの中、給食中や放課後の雑談の中などで、児童の様子に目を配る。また、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用したり、普段から何でも相談できる関係をつくったりして、交友関係や悩みを把握する。

（２）　教育相談の充実

児童・生徒が、いつでもいじめを訴えることができるように、日常からの教育相談活動の体制を整備し、全ての教職員がいじめの相談の窓口であることを周知する。

（３）　ＳＣによる全員面談（５年生）

スクールカウンセラーによる個人面談を５年生の児童全員に対して行う。

（４）　相談窓口の周知（ＳＣ含む）

保健室や相談室等の利用及び様々な学校外の電話相談窓口の周知並びにスクールカウンセラーとの全員面談等による相談体制を整備する。

（５）　定期的なアンケートの実施

安心していじめを訴えられるように様式や回収方法等を工夫して、生活実態全般に係る調査やいじめに関するアンケート調査等を実施する。

（６）　家庭との連携

各家庭との連絡を密にするとともに、連携して児童を見守り、いじめの早期発見に努める。

５　　早期対応について

（１）　いじめ状況の迅速な把握

いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するために、状況をきめ細かく把握する。具体的には授業中や休み時間を利用した複数の教員による毎日の声掛けや見守り、休み時間や放課後の個人面談、登下校の付き添いを実施する。

（２）　教員間の情報共有

いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まず、情報共有を行い、速やかに組織的に対応する。随時行われる学年会や週２回の職員夕会、毎週金曜日の生活指導夕会等を利用し、児童に関する情報共有を行う。

（３）　いじめを受けた児童へのケア

いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、被害の児童や保護者のケアを行う。

（４）　いじめを行った児童への指導

いじめをした児童には、教育的配慮の下、いじめに至った背景・経緯を明らかにしながら、自らの行為の問題点に気づかせるように、個に応じたきめ細かい指導を行うとともに、当該の保護者に対する支援・助言を適切に行う。

（５） いじめを見ていた児童への指導

いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる取組みを推進・充実する。

（６） 保護者への報告・支援・助言

保護者会を開催するなどして保護者と情報を共有するとともに、保護者への適切な支援・助言を行う。

（７） 「問題行動等状況記録シート」の活用

「問題行動等状況記録シート」（教育委員会指導課作成の Excel シート）等の様式を用い、いじめ問題に関する指導記録の保存、校内及び学園内での情報共有、進級・進学の際の適切な指導の引き継ぎを行う。

（８） 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第１１条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

<参考> 児童・生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、当番の割当て、文書指導などは通常、懲戒権の範囲内と判断される。（平成 25 年 9 月 20 日、文部科学省「第４回 いじめ防止基本方針策定協議会」資料による）

６　関係機関・地域・保護者等との連携

（１） 教育委員会

いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、連携して事態への対処や事実関係を明確にするための調査等を行う。

（２） ＳＳＷ・子ども家庭支援センター・児童相談所

いじめが確認された場合、必要に応じてスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター、児童相談所、所轄警察署などの協力を得て解決に取組むとともに、その再発を防止する措置をとる。

（３） 三鷹警察署

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇する

ことなく所轄警察署と連携して対応する。

（４） ＰＴＡ・保護者

いじめが確認された場合は、その日のうちに保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

（５） ＣＳ委員会

コミュニティ・スクール委員会や学校運営協議会等を活用し、いじめ問題について、学校が抱える課題を共有し、地域、保護者、コミュニティ全体で解決する仕組みづくりを推進する。

７　重大事態への対処

（１） 教育委員会への報告

法第 28 条第 1 項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合は、速やかに教育委員会へ報告する。

（２） 緊急調査の実施

重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

（３） 間断のない見守り体制の構築

いじめを受けた児童の安全を確保するため、複数の教員が間断なく見守る体制を構築するほか、いじめを受けた児童の情報共有を毎日必ず行う。さらに、いじめを受けた児童が帰宅した後も、教員が、保護者に電話し、様子を確認するなど、積極的に状況を把握する。

（４） 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携する。

（５） 教育委員会の附属機関による調査、市長の附属機関による再調査への協力

教育委員会が行う調査、または教育委員会の附属機関である三鷹市いじめ問題対策協議会による、法第 28 条第 1 項に規定する調査（以下「法第 28 条調査」という。）に協力する。

教育委員会または学校が行った法第 28 条調査の結果について、市長の附属機関である三鷹市いじめ問題調査委員会の行う再調査に協力する。

８　いじめ解消後の対応

（１） 教職員による組織的な見守り

個別のいじめ問題が解消した後も、学校全体で組織的に複数の教職員の視点から

いじめを受けた児童の様子を見守る。

（２） いじめを受けた児童への継続的な支援

いじめを受けた児童や当該保護者等と定期的に面談をしたり、周囲の児童・生徒から聴き取りをしたりするなどして、いじめが再発しないよう、継続して、いじめを受けた児童の安全・安心な生活の確保のための取組を行う。

（３） 「解消」から「解決」に向けた取組み

いじめの解決に向け、いじめを受けた児童といじめをした児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことができるよう、児童全体に向けた道徳教育や人権教育等の視点に基づく教育活動を充実する。

９　　いじめの「解決」についての考え方

いじめをめぐる児童の人間関係や状況は流動的で刻々と変化していることから、いじめの解決は、いじめを受けた児童・生徒といじめをした児童・生徒をはじめとする他の児童・生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを踏まえ、いじめとされる行為が解消された後の指導についても、取組を継続して行うことが重要である。

１０　学校評価等を基にした「方針」の点検・評価・見直し

学校評価において、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について自己評価を行うとともに、その結果をコミュニティ・スクール委員会に報告し、適正に学校関係者評価が行われるようにする。

（令和６年４月）